

# 東日本大震災により滅失・損壊をした公益的な施設等の 復旧のための指定寄附金の取扱要領

## 一 適用要件等

### 1. 対象法人

寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（平成 23 年 3 月 15 日財務省告示第 84 号。最終改正は平成 31 年 3 月 29 日財務省告示第 85 号）本文第 4 号に基づき、東日本大震災からの原状回復に充てるために募集される寄附金として、財務大臣が指定した寄附金（以下「震災復旧寄附金」という。）について、指定の対象となる法人は、以下の法人（以下「公共・公益法人等」という。）とする。

- ・ 法人税法別表第 1 に掲げる公共法人（港務局及び地方公共団体を除く。）
- ・ 法人税法別表第 2 に掲げる公益法人等
- ・ 特例民法法人
- ・ 認定 N P O 法人等（特定非営利活動促進法第 2 条第 3 項に規定する認定特定非営利活動法人、同条第 4 項に規定する特例認定特定非営利活動法人又は特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 70 号）附則第 10 条第 4 項に規定する旧認定特定非営利活動法人である法人をいう。以下同じ。）

### 2. 対象施設等

震災復旧寄附金の募集の対象となる施設等は、建物（その附属設備を含む。）及び構築物並びにこれらの敷地の用に供される土地その他の固定資産（以下「建物等」という。）のうち次の要件をすべて満たすもの。なお、建物については、通常は一棟ごとに一の建物等とするが、一の建物を区分して利用している場合には、その部分ごとに一の建物等とする。また、この場合において、各部分が組み合わされて一つの機能を有する場合には、機能単位ごとに一の建物等とすることができる。

- ① 公共・公益法人等がその目的とする事業の用に供していた建物等（公益法人等、特例民法法人又は認定 N P O 法人等にあつては、これらの法人が行う収益事業（法人税法第 2 条第 13 号に規定する収益事業）以外の用に専ら供していたものに限る。）であること。

なお、収益事業の用及び収益事業以外の用に併用されている一の建物等については、その震災復旧寄附金の募集対象施設等の判定は、募集対象費用の額の算定において、一定の合理的基準（床面積での按分等）に基づき収益事業の用に供する部分を除いたものを対象とすることにより行うものとする。

- ② 東日本大震災により建物等が滅失又は損壊をし、補修なしには建物等と

して本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難であること。  
なお、一の建物を区分して利用している場合において、一の部分又は機能単位で見れば破損の程度が軽微であっても、他の部分の破損の状況によって建物の全体を改修しなければ本来の機能を果たさない、ないしはその利用の継続が困難である場合には、当該一の建物（一棟）全体を対象とすることができるものとする。

### 3. 募集対象費用

震災復旧寄附金の募集の対象となる費用の額は、東日本大震災により滅失又は損壊をした建物等の原状回復のために要する費用に充てるものとして適切に算定される事業費の範囲内の額とし、当該公共・公益法人等の自己資金（保険金や移転前の土地の譲渡代金などを含む。）、借入金及び補助金によって賄えない部分とする。

（注） 原状回復には、当該滅失又は損壊をした建物及び構築物並びに土地の所在地における原状回復のほか、当該所在地において原状回復を行うことが困難である場合の主務官庁が認める当該所在地以外の地域における当該建物及び構築物並びに土地と同一の用途に供される建物及び構築物並びに土地の取得を含む。また、当該滅失又は損壊をした建物等の規模・機能を大幅に拡張する部分については対象とならない。

### 4. 指定寄附金の確認申請

公共・公益法人等が震災復旧寄附金を募集しようとする場合には、後述二の手續により当該公共・公益法人等に係る主務官庁に確認の申請を行うものとする。なお、主務官庁とは、公共・公益法人等の設立の認可等をする主管の行政機関をいう。

### 5. 指定対象期間

主務官庁に平成 23 年 6 月 10 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に確認を受けた場合（法令等に基づく建築行為等の制限がある場合において主務官庁が平成 32 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めるときは、同日までに確認を受けた場合を含む。）におけるその確認を受けた日の翌日から 3 年を経過する日までの間に募集した寄附金が対象となる。

## 二 震災復旧寄附金を募集する公共・公益法人等の手続等

### 1. 募集開始の申請

震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等は、以下の書類を作成・添付して、主務官庁に確認の申請をすること。主務官庁とは、例えば公益社団・財団法人に係る行政庁、学校法人、社会福祉法人、宗教法人又は認定NPO法人等に係る所轄庁、特例民法法人に係る旧主務官庁が該当する。なお、作成書類については、別添の記載要領にしたがって記載すること。

#### (1) 作成書類

- ① 確認申請書（様式1）
- ② 募集要綱（様式2）
- ③ 寄附金に係る事業及び資金概況書（確認申請）（様式3）
- ④ 建物等の概要（様式4）
- ⑤ 公共・公益法人等の概要（様式5）

#### (2) 添付書類

- ① 既往3年間に終了した各事業年度の決算書。なお、提出日の属する事業年度に係る予算書がある場合には、当該予算書及び既往2年間に終了した各事業年度の決算書
  - ② 建物等が東日本大震災により滅失又は損壊をしたことを証明する書類（罹災証明書など。なお、罹災証明書では補修なしには建物等が本来の機能を果たさない、ないしはその利用が困難であることが不明な場合には、その旨を説明する書類を添付すること）
  - ③ 募集の対象となる費用の算定の基礎となる資料（工事請負契約書、工事見積書又は土地取得の売買契約書の写しなど）
- （注）上記書類のうち、主務官庁に既に提出済みのもので主務官庁が証明済みのものであるなどについては添付不要。また、被災により消失するなどのやむを得ない事情がある場合には、代替となるもので差し支えない。

### 2. 募集開始時

上記1.の確認申請につき、主務官庁より確認書（様式6）の交付を受けた公共・公益法人等（以下「指定法人」という。）は、指定寄附金として震災復旧寄附金の募集を開始することができる。指定法人は、募集要綱をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、当該募集要綱に則り、震災復旧寄附金の募集を行うこと。

### 3. 募集期間中

（震災復旧寄附金の管理）

- (1) 指定法人は、寄附者から震災復旧寄附金を受け入れた場合には、主務官

庁の確認書の写しを添えて、寄附者に寄附受領書（受領書例：様式7）を発行すること。なお、その寄附受領書には、寄附金控除等の適用を受けるためには、この寄附受領書が必要である旨を明記するとともに、指定法人は発行した寄附受領書の控えを5年間保存すること。

また、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったことその他不正等の事実があった場合又は震災復旧寄附金の指定期限が到来した場合には、その後受け入れる寄附金については当該確認書の交付ができなくなることとなるため、それ以後の寄附金は指定寄附金とならないことに留意すること。

(注) 募集目標額を超えて寄附金を受け入れることは募集要綱に則っていないことになるため、寄附金を受け入れる際には、募集目標額を超えないよう自己管理すること。なお、募集目標額に達した場合には、後述の「4. 募集の終了時」の手続が必要となる。

- (2) 指定法人は、寄附者から受け入れた震災復旧寄附金を専用口座などで管理し、建物等の原状回復事業に充てる目的以外の引出しを行わないよう適切に震災復旧寄附金の管理を行うこと。

また、震災復旧寄附金に係る会計と他の会計とを区分して経理を行うこと。

(情報公開)

- (3) 受け入れた震災復旧寄附金について、原状回復事業に必要な費用に充てるために支出する場合には、建築業者などの支出先から領収書を徴求するとともに、当該領収書を5年間保存し、寄附者等から閲覧の求めがあった場合には、これを開示できないことにつき正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

- (4) 極力、1月ごとの寄附金の募集実績並びに1年ごとの原状回復事業実績及び支出実績（支出ごとの費目、建築業者などの支出先及び金額）について、その経過をインターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

(年次報告)

- (5) 指定法人は、募集期間中に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後2月以内に以下の年次報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。ただし、事業年度の終了と同時に原状回復事業が完了した場合には、この取扱いに替えて下記8のとおり取扱うものとする。

なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

① 作成書類

- イ 震災復旧寄附金実績報告書（年次報告）（様式 8）
- ロ 寄附金に係る事業及び資金概況書（年次報告）（様式 9）
- ハ 寄附金実績一覧表（様式 10）

② 添付書類（既に提出したものを除く）

- イ 原状回復事業に係る収支明細書
- ロ 寄附金専用口座などの写し

4. 募集の終了時

指定法人は、震災復旧寄附金の募集期間が終了した場合又は募集目標額に達した場合には、直ちに震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するとともに、募集期間の終了時又は募集目標額に達した時から 1 月以内に以下の募集終了報告書類を作成・添付して、主務官庁に提出すること。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了報告）（様式 11）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了報告）（様式 12）
- ③ 寄附金実績一覧表（様式 10）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

5. 原状回復事業終了前に事業年度が終了した場合

指定法人は震災復旧寄附金の募集の終了後、原状回復事業が完了するまでの間に事業年度が終了した場合には、当該事業年度終了後 2 月以内に以下の事業報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。ただし、事業年度の終了と同時に原状回復事業が完了した場合には、この取扱いに替えて下記 8 のとおり取扱うものとする。

なお、主務官庁に毎事業年度決算等の報告を行っている場合には、その報告期限までとすることができる。

(1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（募集終了後事業報告）（様式 13）
- ② 寄附金に係る事業及び資金概況書（募集終了後事業報告）（様式 12）

(2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

## 6. 原状回復事業を変更する場合

指定法人は、確認を受けた震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更をせざるを得ないときには、募集開始の申請時の手続に準じて、事業計画の変更の理由及び変更後の寄附事業の具体的内容を説明するのに必要な書類を添えて主務官庁に申請し、主務官庁から当該変更が適切であることの確認を受けること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

## 7. 不正等の事実があった場合

指定法人について、震災復旧寄附金の募集が募集要綱に則っていなかったこと、この取扱要領に則って手続を行わなかったことその他不正等の事実があったことにより指定寄附金とはならなくなった場合には、主務官庁の確認書を主務官庁に返還し、手続前述の「4. 募集の終了時」の手続を行うこと。

なお、指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人等がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

不正等の事実があった指定法人は、震災復旧寄附金の募集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により直ちに公表するとともに、その不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要な費用に充てられたものの額を控除した残額）について、主務官庁の指示にしたがって処理を行うものとする。

## 8. 原状回復事業の完了時

指定法人は、震災復旧寄附金を受けて行う原状回復事業が完了した場合には、原状回復事業の完了時から1月以内に以下の完了報告書類を作成・添付して主務官庁に提出すること。

### (1) 作成書類

- ① 震災復旧寄附金実績報告書（完了報告）（様式14）
- ② 寄附金に係る事業及び資金実績報告書（完了報告）（様式15）
- ③ 建物等の概要（様式4）

### (2) 添付書類（既に提出したものを除く）

- ① 原状回復事業に係る収支明細書
- ② 寄附金専用口座などの写し

### 三 主務官庁における手続等

#### 1. 確認申請時

主務官庁は、震災復旧寄附金の募集を行おうとする公共・公益法人等から、確認の申請を受けた時は、提出された申請書類を確認の上、震災復旧寄附金の募集が適当であると判断される場合には、確認書（様式6）を発行する。

なお、主務官庁は、被災市街地復興特別措置法に規定する被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業等のために建築行為等の制限がなされるなど、原状回復を行う建物等の所在地において原状回復事業が行えない期間がある場合には、平成32年4月1日から平成34年3月31日までのいずれかの日を確認を受ける期限として定めることができる。この確認を受ける期限として主務官庁が定める日は、例えば当該所在地において1年間の建築制限がなされている場合には、原則の指定期間である平成32年3月31日から1年間延長した平成33年3月31日とするものとする。

主務官庁は、確認書が発行した場合には、当該確認書の写し及び申請書類の写しについて主務大臣を通じてすみやかに財務省に提出すること。財務省は、主務官庁が確認した旨を財務省ホームページで公表する。

申請書類については、以下の事項に特に留意して確認すること。また、申請書類では震災復旧寄附金の募集が適当であるか不明な場合には、適宜公共・公益法人等から聞き取りを行ったり、必要となる資料の提出を求めたりすること。

#### (1) (様式2) 募集要綱

##### ① 寄附金を募集する目的及び用途内容

- ・ 公共・公益法人等の自己所有する建物等のうち、公共・公益法人等の公益目的事業などの本来事業の用に専ら供される建物等の原状回復事業に充てられるものであること
- ・ 破損の程度が軽微なものは対象としていないこと
- ・ 公共・公益法人等の財政状況等に鑑み、到底達成できない事業を対象としていないこと

##### ② 募集目標額

- ・ 募集目標額に達した場合には、指定対象期間であっても指定寄附金の募集を終了しなければならないので、自己管理を徹底するよう求めること

##### ③ 募集期間

- ・ 主務官庁の確認の日の翌日から3年を超えて集めた寄附金は指定寄附金の対象とはならないことを周知すること

##### ④ 寄附金の受入れ

- ・ 受け入れた寄附金を適切に管理するために、原則として指定寄附金の専用口座を設け、その口座を通して指定寄附金の受入れ及び原状回復事業に充てる目的で資金の払出しを行い、その目的以外の払出しを

行わないよう求めること

⑤ 情報公開

- ・ 募集要綱の公表について記載されていない場合は不可
- ・ 寄附金の募集実績、原状回復事業実績及び支出実績の公表については、任意的記載事項であるので、記載がなくても可。ただし、寄附金の募集実績については極力1月ごとに、原状回復実績及び支出実績については極力1年ごとに公表するよう求めること

⑥ 募集に要する経費の額

- ・ 通常想定されない費用や、不相当に高額な金額が記載されている場合は不可
- ・ 受け入れる寄附金の〇%は不可

(2) (様式3) 寄附金に係る事業及び資金概況書(確認申請)

- ・ 「⑧ 寄附事業の概要」の「原状回復費」欄の合計額と、「事業費の内訳(資金計画)」欄の合計額(「自己資金」欄から「震災復旧寄附金」欄の総合計額)が一致していること

(3) (様式4) 建物等の概要

① 「⑤ 建物等の規模」、「⑥ 非収益事業部分の規模」

- ・ ( )内には、総面積又は面積よりもその建物等の規模を表すのに適当な尺度がある場合には記載を求めること

② 「⑦ 新たに付加された機能」

- ・ 被災建物等と原状回復建物等を比べて、機能が追加・拡張されている場合や構造・材質などに変更がある場合には記載を求めること

③ 「⑧ 非収益事業割合」

- ・ 被災建物等が収益事業以外の用に専ら供されていたかどうか判定するに当たって、少なくとも被災建物等のこの欄に記載されている割合が8割を下回っていないかどうかを確認すること

④ 「⑨ 原状回復超過割合」

- ・ ⑥欄及び⑦欄に記載された事項を総合的に勘案して、被災建物等の規模・機能が大幅に拡張・変更されていると認められる場合には、大幅に拡張・変更されている部分として合理的に計算される割合の記載を求めること

(4) (様式5) 公共・公益法人等の概要

- ・ 公共・公益法人等の事業の概要及び財政状況などから、原状回復事業について適正かつ確実に実施できることを確認すること

2. 募集の開始後から原状回復事業の完了時まで

主務官庁は、募集の開始後から原状回復事業の完了の時まで、震災復旧寄附金の募集及び原状回復事業について、募集要綱及びこの取扱要領に則って



適正に行われるよう求めること。なお、指定法人について主務官庁による監督権限がなくなる場合には、震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなることに留意すること。

(年次報告等)

主務官庁は、指定法人から年次報告、募集終了報告、募集終了後事業報告及び完了報告がなされた場合には、その内容について募集要綱及びこの取扱要領に照らして適当かどうか確認し、寄附金の使途等に不審な点を把握した場合には、指定法人に問い合わせをすること。なお、問い合わせた結果、是正されない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

また、年次報告等の提出がなされない場合には、その旨を指定法人に問い合わせるとともに、問い合わせをしても提出がなされない場合は、後述の不正等の事実があったものとして取り扱うこと。

なお、主務官庁は、募集終了報告及び完了報告について確認を行った場合には、すみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項について修正又は削除を行う。また、主務官庁は、年次報告等の確認を行ったのち、所管する各指定法人の年次報告等の書類の写しを年度ごとに取りまとめて主務大臣を通じて財務省に提出すること。

(原状回復事業の変更の申請があった場合)

主務官庁は、指定法人から確認をした震災復旧寄附金に係る原状回復事業について、その内容の変更の申請があった場合において、提出された申請書類を確認の上、その変更後の事業が適当であると判断される場合には、その変更の確認をすること。ただし、この場合においても、募集期間を当初の確認を受けた日の翌日から3年を超えて延長することはできない。

なお、主務官庁は、変更の確認をした場合には、申請書類の写し及び確認書を再発行した場合には再発行した確認書の写しをすみやかに主務大臣を通じて財務省に提出すること。財務省は、財務省ホームページに掲載されている事項に変更が生ずる場合には、該当事項の修正を行う。

(不正等の事実があった場合)

主務官庁は、指定法人について寄附金の募集が募集要綱に則っていないこと、この取扱要領に則って手続を行わないことその他不正等の事実があった場合には、主務官庁が発行した確認書の返還を求めるとともに、上述二七。「不正等の事実があった場合」の手続を行うよう求める。指定法人が震災復旧寄附金の対象法人とはならなくなった場合（例えば公益社団・財団法人が公益認定の取消しを受けた場合、認定NPO法人等がその認定の取消しを受けた場合若しくはその認定の有効期間が終了した場合その他これらに準ずる場合）についても同様とする。

この場合において、主務官庁は、指定法人に、直ちに震災復旧寄附金の募

集を取りやめる旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう求める。

なお、指定法人について不正等の事実があった場合及び指定法人が確認書の返還に応じない場合には、主務官庁はすみやかにその旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

また、不正等の事実があった時において有する寄附金残額（受け入れた寄附金の額から原状回復事業に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額）については、寄附者に返還又は地方公共団体に寄附をするか、原状回復事業に充当して事業を速やかに終了させるか、その時において採りうる適切な方法により処理を行うよう指導するものとする。

（特例民法法人が公益社団・財団法人に移行した場合等）

特例民法法人が公益社団・財団法人への移行認定を受けた場合等には、主務官庁の所管替えが行われることもあるため、特例民法法人に係る旧主務官庁等は、事務の引継ぎを円滑に行うとともに、その旨を主務大臣を通じて財務省に報告すること。

以 上